運指第２８５４号
１２．４．２７
一部改正　１３．１．　６
一部改正　１４．３．２９
一部改正　１８．３．２７
一部改正　１８．７．３１
一部改正　１８．１２．２７
一部改正　１９．　８．３０
一部改正　２０．　３．２５
一部改正　２７．１０．　１
一部改正　令和３年１月２９日
一部改正　令和４年３月１７日
一部改正　令和５年６月３０日

長官官房長
各局長
各参事官
統合幕僚会議事務局長
施設等機関の長
技術研究本部長
調達実施本部長
防衛施設庁長官
殿

運用局長
（公印省略）

内部部局の職員等の中央指揮所への立入申請許可手続等について（通知）

中央指揮システムの維持及び管理に関する訓令の運用等について（防防運１第７３０号。５９．２．１８）第２の４の（２）の規定に基づき中央指揮所への立入申請許可手続等を別紙のとおり定めたので通知する。

なお、内部部局の職員等の中央指揮所への立入申請許可手続等について（通知）（防運１第１００３号。５９．３．１）は廃止する。

添付資料：別紙

別紙

内部部局の職員等の中央指揮所への立入申請許可等要領

第１　総則

この要領は、防衛省本省の内部部局、防衛省本省の施設等機関、防衛監察本部、地方防衛局及び防衛装備庁（以下「内部部局等」という。）の職員（大臣官房長、各局長、衛生監及び施設監を除く。以下「職員」という。）並びに内部部局等の所掌業務の遂行上必要な部外者（以下「部外者」という。）の中央指揮所への立入申請許可手続き等に関して必要な事項を定めるものとする。

第２　立入申請

申請者（防衛省本省の内部部局にあっては各課長又はこれに準ずる者と、防衛省本省の施設等機関、防衛監察本部、地方防衛局及び防衛装備庁にあっては当該防衛省本省の施設等機関、防衛監察本部及び地方防衛局の総務課長並びに防衛装備庁の総務官とする。ただし、当該各課長及びこれに準ずる者並びに総務課長及び総務官以上の職にある者については、当該職にある者又はその上級者とする。以下同じ。）は、職員又は部外者が業務を遂行するため中央指揮所に立ち入る必要があると認めた場合には、随時に立ち入る職員については随時立入申請書（別紙様式第１）及び当該職員の写真を、臨時に立ち入る職員については臨時立入申請書（別紙様式第２）を、部外者については部外者等立入申請書（別紙様式第３）を、原則として立入希望日の２週間前までに、データにより整備計画局サイバー整備課長を通じて整備計画局長に提出するものとする。

第３　立入許可等

１　立入許可

立入許可は、中央指揮所に立ち入ることが真に必要であると認められる者について行うものとする。

２　立入許可の通知

整備計画局長は、中央指揮所への立入りを許可した場合には、当該立入りを許可された者（第４の３の規定により部外立入者につけられる立会者を含む。）の所属、官職、氏名、立入期間等を統合幕僚長に通知するものとする。

３　立入証等の交付

整備計画局サイバー整備課長は、中央指揮所への立入りの許可があった場合には、随時立入者については随時立入証及び統合幕僚長から送付された識別カードを、臨時立入者については臨時立入許可書を、部外立入者については部外者立入許可書を、申請者を通じてそれぞれ交付するものとする。

４　暗証番号の設定

随時立入者のうち、職務上、暗証番号が必要な区画への立入りが必要となる者は、識別カードの交付を受けた後、申請者を通じ、整備計画局サイバー整備課長に対し、当該区画への立入りに必要となる暗証番号の設定を依頼することがで

きる。

第４　立入り

１　随時立入者

随時立入者は、随時立入証を見やすいところに着用するとともに、識別カードを携行して、中央指揮所の正面出入口から立ち入るものとする。

２　臨時立入者又は部外立入者

臨時立入者又は部外立入者は、臨時立入許可書又は部外者立入許可書及びその身分を証明するものを、中央指揮所の正面出入口で、自衛隊サイバー防衛隊司令の指定する者に提示の上、臨時立入証又は部外者立入証の交付を受けて、立ち入るものとする。

３　立会

申請者は、部外立入者の立入りに際しては、職員を立ち会わせるものとする。ただし、整備計画局長が、当該部外者の立入りの目的に照らして、職員の立会を省略できると認める場合は、この限りではない。

第５　随時立入証等の返納及び破棄等

１　随時立入証等の発行等の記録

整備計画局サイバー整備課長は、随時立入証及び識別カード（以下「随時立入証等」という。）の発行、回収及び破棄等を記録するものとする。

２　随時立入証等の返納及び破棄

(1) 申請者は、立入許可の取消が行われた場合、随時立入者が異動した場合、随時立入証等の有効期限が満了した場合等には、速やかに随時立入者から随時立入証等を回収の上、整備計画局サイバー整備課長に返納しなければならない。

(2) 整備計画局サイバー整備課長は、返納された随時立入証等の番号、返納者の所属、官職及び氏名等を統合幕僚長に通知するとともに、随時立入証を破棄し、識別カードを統合幕僚長に送付するものとする。

３　随時立入証等の点検

申請者は、毎年６月１日及び１２月１日に随時立入証等の保管状況について点検を行い、その結果を整備計画局長に通知するものとする。

４　亡失等の処置

(1) 立入許可を受けた者は、随時立入証等、臨時立入許可書及び部外者立入許可書を紛失した場合には、直ちに亡失届（別紙様式第４）に所要の事項を記入し、申請者を通じて整備計画局長に届出しなければならない。

(2) 整備計画局長は、識別カードの亡失の届出があった場合には、速やかに、その旨統合幕僚長に通知するものとする。

別紙様式第１

年　　月　　日

中央指揮所随時立入申請書

整　備　計　画　局　長　　殿

（申請者）
所　属
官　職
氏　名

下記のとおり、立入を申請する。

所属	官職	ふりがな 氏　名	生年月日	性別	現　住　所 （身分証明書又は認識番号）	立入目的	立入期間 自年月日～至年月日	※立入証 番号	※識別カード番号

注：※欄は、立入が許可された場合に記入する。

別紙様式第２

年　　月　　日

中央指揮所臨時立入申請書

整　備　計　画　局　長　　殿

（申請者）
所　属
官　職
氏　名

下記のとおり、立入を申請する。

所属	官職	ふりがな 氏　名	生年月日	性別	現　住　所 （身分証明書又は認識番号）	立入目的	立入月日等	立入室名

第　　号
年　　月　　日

臨時立入許可書

（申請者）
殿

立入りを許可する。

整　備　計　画　局　長

別紙様式第３

年　　月　　日

中央指揮所部外者等立入申請書

整　備　計　画　局　長　　殿

（申請者）
所　　属
官　　職
氏　　名

（所属長）
会 社 名 等
階　級　等
氏　　名

下記のとおり、立入を申請する。

所属	官職	ふりがな 氏　名	生年月日	現 住 所 及 び 本 籍	立入目的	立入月日等	立入室名

（立会者）

所属	官職	氏名	生年月日	現住所（身分証明証又は認識番号）	立会者の区分	立入月日等	立入室名

第　　号
年　　月　　日

部外者等立入許可書

（申請者）
殿

立入りを許可する。

整　備　計　画　局　長

別紙様式第４

年　　月　　日

随時立入証
臨時立入許可書
部外者立入許可書
識別カード　亡失届

整備計画局長　　殿

（亡失者）
所　属
官　職
氏　名

私は、次のとおり随時立入証・臨時立入許可書・部外者等立入許可書・識別カードを亡失したので届けます

１　随時立入証等の番号：

２　亡失の日時　：

３　亡失の場所　：

４　亡失の状況　：